

# 私立幼稚園における健康診断に係る経費に対する補助金交付要綱

(平成15年4月1日決裁)

改正 平成16年12月24日決裁

平成20年4月1日決裁

平成21年4月1日決裁

平成28年3月23日決裁

**第1条** この要綱は、私立幼稚園に就園する幼児の心身の健康の保持増進を図り、疾病の早期発見を促すため、当該幼児の健康診断に要する費用に対する補助金の交付に対し、必要な事項を定めるものとする。

**第2条** この要綱において「私立幼稚園」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けて、本市の区域内に設置する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設であるものを除く。）をいう。

2 この要綱において「健康診断」とは学校教育法第12条の規定及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条の規定により行う健康診断をいう。

3 この要綱において「健康診断に要する費用」とは、次に掲げる経費とする。

(1) 医師に対する報酬

(2) 健康診断に係る検査器具の購入費

(3) その他健康診断の実施に関し市長が必要があると認める経費

**第3条** 補助金は、私立幼稚園に就園する幼児に健康診断を行った当該私立幼稚園の設置者で、市税を完納しているものに対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

**第4条** 補助金の額は、健康診断に要する費用の額の3分の1に相当する額以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とし、その額は1私立幼稚園につき年額60,000円を超えないものとする。

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、健康診断終了後に別に定める当該年度に係

る健康診断に係る経費の補助金交付申請書に市税滞納状況調査承諾書（別記様式）を添えて、健康診断の実施期間が4月から9月までの場合にあっては当該年度の9月30日までに、4月から11月までの場合にあっては当該年度の11月30日までに、4月から翌年の3月までの場合にあっては当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

第6条 補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時は、補助金の交付の決定と併せ補助金の額を確定するものとする。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年度分からの補助金について適用する。

#### 附 則（平成16年12月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱の規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

#### 附 則（平成20年4月1日決裁）

この要綱は、平成20年度分からの補助金について適用する。

#### 附 則（平成28年3月23日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分からの補助金について適用する。

別記様式（第5条関係）

年　月　日

（あて先）金沢市長

市税滞納状況調査承諾書

年度私立幼稚園における健康診断に係る経費に対する補助金交付要綱に基づく補助金の申請に係る市税滞納状況を市長が調査することに同意します。

所在 地

法 人 名

代表者名

印